

戸籍の届け出

こんなときは手続きを

戸籍は、日本人の出生から死亡までの身分関係を登録し公証するものです。子どもが生まれたとき、結婚・離婚をするとき、家族が亡くなったときなどは、市民課、下

総・大栄支所市民福祉課へ、表の通り届け出をしてください(遠山・赤坂分室では受け付けできません)。届け出から戸籍ができるまでには、1週間程度かかります。

戸籍の届け出

届け出	届出期間	届出人	届出場所	必要なもの
出生届	生まれた日から14日以内	父・母	出生地、子の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師または助産師の出生証明書、母子健康手帳、印鑑(届出人)
死亡届	死亡の事実を知った日から7日以内	親族、同居者、家主・地主・家屋管理人・土地管理人・後見人・保佐人・補助人・任意後見人	死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	医師の死亡診断書または死体検案書、印鑑(届出人)
婚姻届	届け出をしたときから効力があります	夫・妻となる人	夫・妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通ずつ、印鑑(夫、妻各1本、一方は旧姓)
離婚届	協議離婚 届け出をしたときから効力があります	夫と妻	夫妻の本籍地または所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、印鑑(夫、妻各1本)
	裁判離婚 調停成立または審判・判決確定の日から10日以内	申立人	夫妻の本籍地または届出人の所在地の市町村役場	戸籍謄本1通、調停調書の謄本または審判・判決書の謄本と確定証明書、印鑑(届出人)

届け出をするときは、次のことに注意してください。

○出生届：名前に用いることができるのは、常用漢字・人名用漢字・ひらがな・カタカナ
○死亡届：使用する火葬場を決めてから届け出をする

○婚姻届：届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要。離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出

○離婚届：協議離婚のときは届書に証人2人(成人なら誰でも)の署名・押印が必要。離婚後も婚姻中の氏を称するときは、離婚後3カ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出

本人確認

婚姻届・離婚届・養子縁組届・養子縁組届・認知届を提出するときには、届け出に來た人の本人確認をします。確認できる書類がない場合には、受理後、本人あてに届け出があった旨を通知します。

休日の届け出

時間外受付(市役所地下1階)で預かり、翌開庁日に市民課で審査後、受理します。受理日は時間外受付で預かった日となります。記

載間違いや不備があった場合は、再度来ていただく場合があります。

※戸籍に関する届け出には、このほかに転籍届、入籍届、認知届、帰化届などがあります。くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

犯罪被害者支援

一人で悩まないで

千葉犯罪被害者支援センターでは、事件や事故の被害者や家族の精神的な負担を軽減するため、次の支援を無料で行っています。

○電話相談・面接相談
○病院・警察・検察庁・裁判所などへの付き添い

○犯罪被害者等給付金申請の補助
○相談員・支援員の養成

11月15日号10ページに掲載した内容で、千葉犯罪被害者支援センターの名称と電話番号などに誤りがありました。訂正して、改めてお知らせします。

※くわしくは千葉犯罪被害者支援センター(☎043-3302-5230、年末年始を除く月々金曜日午前10時～午後4時)へ。

農業用施設

近くでは遊ばないで

農業用施設の使用排水路などでの人身事故が発生しています。特に、休日や冬休み期間は、幼児・児童の水難事故が多発し、大変危険です。

用排水路や水門、揚排水機場などでは、子どもたちが遊ばないように注意してください。

※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

今月の納税

- ①固定資産税・都市計画税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

納期…12月16日(水)～28日(月)

※くわしくは①資産税課(☎20-1514)②③保険年金課(☎20-1526)④介護保険課(☎20-1545)へ。

市長日誌

【11月16日～30日】

17日	成田空港周辺地域共生財団中学校講演会
18日	成田市表彰式 成田用水事業推進協議会 派川根木名川改修促進と尾羽根川排水機場増馬力に関する勉強会
19日	老人クラブ連合会秋季グラウンド・ゴルフ大会 環境審議会 航空機事故消防救難総合訓練評価会議
20日	職員表彰式 生涯大学院学園祭 永年勤続優良従業員表彰式
21日	産業まつり(～22日) 観光キャラクター表彰式
23日	大栄ふるさとふれあいまつり
24日	成田空港周辺地域共生財団中学校講演会
25日	定例記者会見
26日	中国咸陽市友好訪問団表敬訪問・歓迎夕食会
27日	12月定例市議会開会
28日	明治大学・成田社会人大学修了式 ミラフォレスト2009点灯式
30日	まちづくり茶論



中国咸陽市友好訪問団を歓迎

住宅用火災警報器

設置しましたか？

火災の発生に早く気付き、速やかに避難するため、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務付けられています。

すでに設置している人は

設置した住宅用火災警報器が、万一の時に正しく作動するためには日ごろの点検や掃除が必要です。引きひもや警報器停止ボタンで作動確認をする

○付着したほこりはふき取る(点検・清掃方法は、機種により異なるので取扱説明書を参照)
○寝室の変更などがあつた場合、それに合わせて設置している場所や位置を変更する

火災以外で鳴ってしまったら引きひもを引くか、警報器停止ボタンを押す(機種により異なるので取扱説明書を参照)

タンを押す(機種により異なるので取扱説明書を参照)

老朽化消火器

老朽して腐食が進んだ消火器が破裂する事故が発生しています。管理するときには、次のことに注意してください。

○消火器は雨ざらしになる場所や高温多湿な場所を避けて設置する

○消火器の状態を点検し、腐食が進んでいるものは使用しない
○不用になった消火器は回収を行っている業者(消防・防災設備業者、ホームセンターなど)やメーカーに廃棄処理を依頼する

悪質な訪問販売に注意

不適正な価格での強引な販売などを行う業者に注意してください。不信に思ったら、すぐに消費生活センター(☎23・1161)へ相談

しましょう。

※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)または住宅用火災警報器相談室(☎0120・565・911)へ。

まちづくり茶論

市長と気軽に語り合う

期日 2月10日(水)

時間と会場 出席者と調整

テーマ 危機管理・防災対策のあり方 自主防災組織の確立について

対象 市内在住で市内に活動の拠点を置く3人以上15人以下のグループ・団体

申込期限 1月12日(火)

参加費 300円(茶菓代)

※申し込みは市民協働課(☎20・1507)へ。

スプレー缶、カセットボンベ

必ず使い切ってから指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーの容器を「ごみ」として出す場合は、中身を空にしてください。中身が入っていると収集時や工場での処理を行うとき、爆発事故や火災などの原因となり、そこで働く人の安全が損なわれ、機械が破損した場合には、ごみ処理機能が停止するなどの影響を及ぼします。

スプレー缶、カセットボンベは穴を開け、シンナーの容器は、栓を開けたままか上ぶたを取って「金物・陶磁器類(黄色の指定袋)」に、下総・大栄地区は、「ビン・カン(黄色の指定袋)」に入れ、収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、購入した販売店や専門業者に処理を依頼してください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20・1530)へ。

ごみ減量器具

家庭での取り組みに補助金

生ごみを減量する器具(コンポスト容器、生ごみ処理容器、機械式生ごみ処理機)を購入する世帯に、下表の通り補助金を交付しています。購入後の申請は受け付けできませんので、必ず事前にクリーン推進課、下総・大栄支所農産土木課で手続きをしてください。

※くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

補助の要件	○世帯主であること ○市税の滞納がないこと ○コンポスト容器の補助金を受ける場合、容器を設置できる敷地があること
補助金額	購入額の2分の1の額(100円未満は切り捨て)で、コンポスト容器5,000円、生ごみ処理容器1,500円、機械式生ごみ処理機50,000円を上限(成田空港騒音地域については、50%増し)
補助基数	コンポスト容器・生ごみ処理容器は、1世帯2基まで、機械式生ごみ処理機は、1世帯1基まで
再補助対象要件	○コンポスト容器・生ごみ処理容器は前回の申請から5年以上の期間を経過していること(破損などにより使用不能になった場合は、2年以上の期間を経過していること) ○機械式生ごみ処理機は前回の申請から5年以上の期間を経過していて、故障などにより使用不能な場合

冬季の省エネルギー対策

室温は20度以下を目安に

冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心がけましょう。

- 暖房は室温20度以下を目安に温度調節をする
- 暖房機器は必要な時間・場所を考えて使用する
- 電気・ガス・石油機器の購入は省エネタイプを検討する
- 見ていないテレビは消すなど、電気機器は不要時に点いたままにしない
- 長時間使わない電気製品のプラグは、こまめに抜く
- 冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い、詰め込み過ぎない
- 料理の下ごしらえに電子レンジ



を活用する

○お風呂は冷めないうちに続けて入るようにし、できるだけ追いだきをしなない

○シャワーのお湯は不要時に流したままにしない

市では、率先して省エネに取り組むとともに、12月1日～3月31日までの期間、職員のウォームビズ(室温20度を目安とした空調の稼動と、過度に暖房に頼らない執務)を実施しています。

※くわしくは環境計画課(☎20-1533)へ。

公的個人認証サービス

12月28日は停止します

12月28日(月)は公的個人認証サービスセンターのシステム機器更改に伴い、システムの移行、データ移行作業を実施します。

市民課、下総・大栄支所市民福祉課で、電子証明書の発行・失効を行うことができませんので注意してください。有効期間満了に伴う更新手続きも行うことができません。

※くわしくは市民課(☎20-1525)へ。

火葬・式場の利用

申し込みは八富成田斎場へ

八富成田斎場は、成田市・八街市・富里市で管理運営されています。亡くなった人や喪主、施主が、3市のいずれかの市民である場合は、火葬料金が無料となります。

斎場では通夜・告別式を行うことができます。式場は午後3時～翌日午後3時に利用することができ、料金は市民が第1式場を利用して通夜・告別式を行った場合は8万円、第2式場は6万円(待合室・式場控室の使用料は除く)となります。そのほかの施設の料金は、右表の通りです。

霊柩車や祭具の貸し出し

対象＝市民

霊柩車＝1回5,000円(市内の自宅・病院から斎場までの利用のみ)

祭具＝自宅葬で使用する祭具は1級祭壇(5段または4段・8畳用)1日2,000円、2級祭壇(3段、6畳用)1日1,200円。搬入・設置・搬出も行います

ペットの火葬

ペット火葬は、ペット火葬場(八富成田斎場向かい)で行っています。火葬できるペットは、犬・猫・猿・ウサギなどの小動物です。料金は右表の通りです。市民以外の方が利用した場合は、料金が2倍になります。

時間＝午前9時～午後3時(友引を除く)

火葬場まで来られない人のために、ペットの引き取りサービスも行っています。利用できるのは市民のみで、料金は1件1,050円です。

ペット霊園は合同墓地で、市民のみの使用となります。料金は永年で3,150円です。

※くわしくは八富成田斎場(☎23-4511)へ。

八富成田斎場の使用料

区分		単位	料金	
			市民	市民以外
火葬	大人	1体	無料	80,000円
	子ども (12歳未満)	1体	無料	70,000円
	死産児	1体	無料	50,000円
	改葬遺骨	1個	無料	30,000円
	四肢など	1個	無料	30,000円
式場	第1	2時間	10,000円	30,000円
		夜間	20,000円	60,000円
	第2	2時間	7,500円	22,500円
		夜間	15,000円	45,000円
	第1・第2	2時間	15,000円	45,000円
		夜間	30,000円	90,000円
待合室	基本料金 (1室)	2時間	2,000円	6,000円
	超過料金 (1室)	1時間	1,000円	3,000円
式場 控室	基本料金 (1室)	2時間	2,000円	6,000円
	超過料金 (1室)	1時間	1,000円	3,000円
霊安室	1棺	1日 (24時間)	5,000円	15,000円

ペット火葬料金

種別	料金	
特大	30kg以上	5,250円
大	20kg以上30kg未満	4,200円
中	10kg以上20kg未満	3,150円
小	10kg未満	2,100円